

# 医療・介護連携推進事業 実施状況

# 地域支援事業の全体像

<H26まで>

介護保険制度

<H27以降>

【財源構成】  
 国 25%  
 都道府県 12.5%  
 市町村 12.5%  
 保険料  
 1号21% (22%)  
 2号29% (28%)

【財源構成】  
 国 39.5% (39%)  
 都道府県 19.75% (19.5%)  
 市町村 19.75% (19.5%)  
 保険料  
 1号21% (22%)  
 ※( )は H27以降

**介護給付** (要介護1~5)

**介護予防給付** (要支援1~2)  
 訪問看護、福祉用具等  
 訪問介護、通所介護

**介護予防事業**  
 又は**介護予防・日常生活支援総合事業**  
 ○二次予防事業  
 ○一次予防事業  
 介護予防・日常生活支援総合事業の場合  
 は、上記の他、生活支援サービスを含む  
 要支援者向け事業、介護予防支援事業。

**包括的支援事業**  
 ○地域包括支援センターの運営  
 ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援  
 業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

**任意事業**  
 ○介護給付費適正化事業  
 ○家族介護支援事業  
 ○その他の事業

現行と同様

事業に移行

**介護給付** (要介護1~5)

**介護予防給付** (要支援1~2)

**新しい総合事業** (要支援1~2、それ以外の者)  
 ○介護予防・生活支援サービス事業  
 ・訪問型サービス  
 ・通所型サービス  
 ・生活支援サービス(配食等)  
 ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)  
 ○一般介護予防事業

**包括的支援事業**  
 ○地域包括支援センターの運営  
 (地域ケア会議の充実)

○在宅医療・介護の連携推進  
 ○認知症施策の推進  
 (認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)  
 ○生活支援サービスの基盤整備  
 (コーディネーターの配置、協議体の設置等)

**任意事業**  
 ○介護給付費適正化事業  
 ○家族介護支援事業  
 ○その他の事業

遅くとも、  
**平成30年4月1日から実施**

地域支援事業

地域支援事業

# 医療・介護連携推進事業（地域支援事業、平成27年度～）

## ○事業項目と取組例

### （ア）地域の医療・介護の資源の把握

- ◆地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆結果を関係者間で共有



### （エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

### （キ）地域住民への普及啓発

- ◆地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆在宅での看取りについての講演会の開催等

### （イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

### （オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◆医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。



### （ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

- ◆地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

### （カ）医療・介護関係者の研修

- ◆地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- ◆介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

### （ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

# (ア) 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関、介護事業者等の住所、機能等を把握し、これまでに自治体等が把握している情報と合わせて、リスト又はマップを作成、活用する。

## ポイント

### 1. 地域の医療機関、介護事業者等の所在地、連絡先、機能等の情報収集

- ・医療機関等に関する事項については、医療機能情報提供制度（医療情報ネット、薬局機能情報提供制度）等の、既に公表されている事項を活用し、既存の公表情報等で把握できない事項については、必要に応じて調査を行う。

### 2. 地域の医療・介護資源のリスト又はマップの作成と活用

- ・把握した情報は、情報を活用する対象者の類型ごと（市区町村等の行政機関及び地域の医療・介護関係者等向け、地域住民向け等）に提供する内容を検討する。



## 実施内容・方法

### 1. 地域の医療機関、介護事業者等の所在地、連絡先、機能等の情報収集

- (1) 地域の医療・介護の資源に関し、把握すべき事項・把握方法を検討。
- (2) 既存の公表情報から把握すべき事項を抽出。
- (3) 公表情報以外の事項が必要な場合、追加調査を実施することを検討。
- (4) 追加調査を実施する場合は、調査事項・調査方法・活用方法等について、地域の医療・介護関係者と検討した上で、協力を得つつ医療機関・介護サービス事業所を対象に調査を実施。
- (5) 調査結果等をもとに、地域の医療・介護の資源の現状を取りまとめる。

### 2. 地域の医療・介護資源のリスト又はマップの作成と活用

#### (1) 医療・介護関係者に対するの情報提供

把握した情報が在宅医療・介護連携の推進に資する情報かどうか精査したうえで、地域の医療・介護関係者向けのリスト、マップ、冊子等を作成し、地域の医療・介護関係者に提供。

#### (2) 地域住民に対する情報提供

把握した情報が住民にとって必要な情報かどうか、更に住民に対する提供が医療・介護関係者の連携の支障とならないか精査した上で、住民向けのリスト、マップ、冊子等を作成し、住民に配布するとともに、必要に応じて市区町村等の広報紙、ホームページに掲載。

# (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の検討を行う。



## ポイント

- (1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を検討する会議の開催事務について委託することは差し支えないが、議題等、会議の開催前後に検討が必要となる事項については、市区町村が主体的に取り組む。
- (2) 課題及び対応策についての検討の結果、それぞれの事項について更なる検討が必要とされた場合は、ワーキンググループ等を設置。
- (3) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を検討する会議のワーキンググループ等は、(ア)から(ク)の他の事業項目の実施に係る検討の場として活用。

## 実施内容・方法

- (1) 在宅医療及び介護サービスの提供状況((ア)の結果)、在宅医療・介護連携の取組の現状を踏まえ、市区町村が在宅医療・介護連携の課題(※)を抽出。  
(※) 情報共有のルール策定、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築、主治医・副主治医制導入の検討、医療・介護のネットワーク作り、顔の見える関係作り、住民啓発等
- (2) 抽出された課題や、その対応策等について、市区町村が検討し、対応案を作成。
- (3) 医療・介護関係者の参画する会議を開催し、市区町村が検討した対応案等について検討。

## 留意事項

- (1) 会議の構成員は、郡市医師会等の医療関係者等、介護サービス事業者の関係団体等、地域包括支援センターに加え、地域の実情に応じて、訪問看護事業所、訪問歯科診療を行う歯科医療機関、在宅への訪問を行う薬局等の参加を求めることが望ましい。
- (2) 本事業の主旨を満たす議論を行う場合には、**地域ケア会議の場で本事業の会議を代替しても差し支えない。**

# (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、**切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築**を目指した取組を行う。



## 実施内容・方法

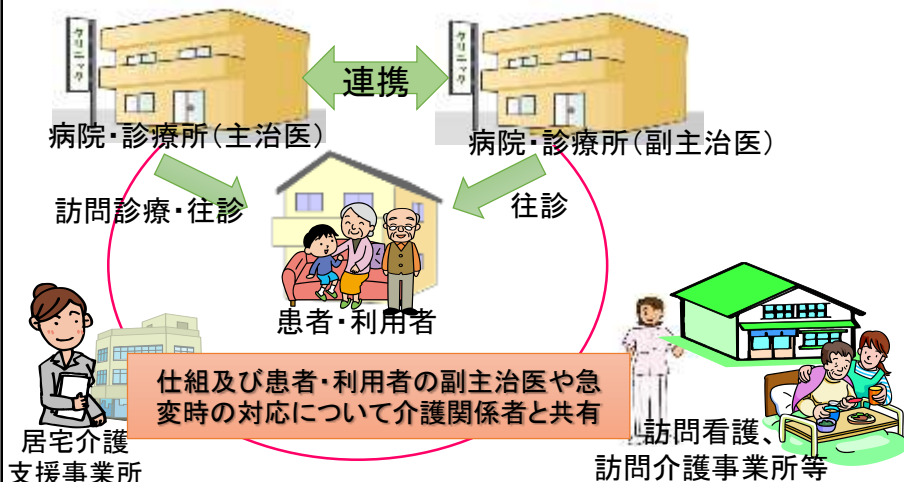
- (1) 地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が提供される体制構築のために必要な取組を検討する。
- (2) 検討した必要な取組について、地域の医療・介護関係者の理解と協力を得た上で、実現に向けた着実な進捗管理に努める。

## 留意事項

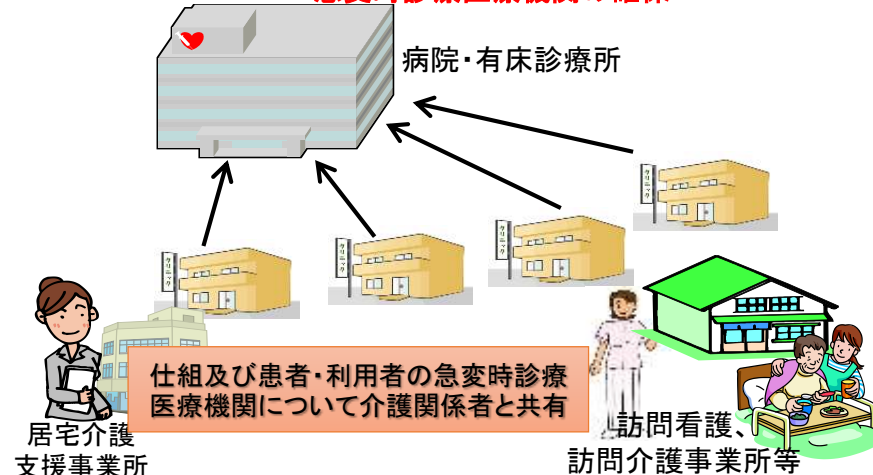
- (1) 地域医療の状況等に関する理解が必要なこと、訪問診療・往診を行う医療機関の協力が求められること等から、取組の検討・実施に当たっては**郡市区医師会を始めとした関係団体等に委託して差し支えない**。
- (2) 切れ目なく在宅医療と介護を提供するための仕組みは、地域の医療・介護の資源状況等によって異なることから、取組例に限らず、地域の実情に応じて構築することが重要である。

## 取組例

(取組例) 主治医・副主治医制の導入



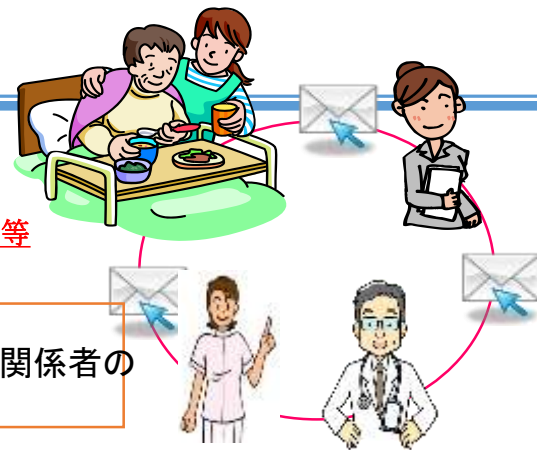
(取組例) 在宅療養中の患者・利用者についての急変時診療医療機関の確保



## (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

情報共有の手順等を含めた**情報共有ツールを整備**し、地域の医療・介護関係者間の情報共有の支援を行う。

※情報共有ツール: 情報共有を目的として使用される、**情報共有シート、連絡帳、地域連携クリティカルパス等**



### ポイント

- 既存の情報共有ツールの改善や、情報共有ツールを新たに作成する場合は、医療・介護関係者の双方が利用しやすい様式等になるよう考慮する。

### 実施内容・方法

#### 1. 情報共有ツールの作成

- (1) 地域における既存の情報共有ツールとその活用状況を把握し、その改善等や新たな情報共有ツール作成の必要性について、関係する医療機関や介護サービス事業者の代表、情報共有の有識者等からなるWGを設置して検討(※地域の実情に応じて、既存の情報共有ツールの改善でも可)。
- (2) 作成又は改善を行う場合、WGにおいて、情報共有の方法(連絡帳、連絡シート、地域連携クリティカルパス、ファックス、電子メール等)や内容等を検討し、情報共有ツールの様式、使用方法、活用・手順等を定めた手引き(利用者の個人情報の取り扱いを含む)等を策定。  
※ 実際に情報共有ツールを使用する地域の医療・介護関係者等の意見を十分に踏まえること。

#### 2. 情報共有ツールの導入支援と活用状況の把握

- (1) 地域の医療・介護関係者を対象に、使用方法の説明等、情報共有ツールの導入を支援するための研修会を開催や、情報共有ツールの使用方法や情報共有の手順等を定めた手引き等を配布。
- (2) アンケート調査、ヒアリング等によって、情報共有ツールの活用状況とその効果、うまく活用できた事例やできなかった事例等について把握し、改善すべき点がないかなどについて検討。
- (3) 必要に応じて、情報共有ツールの内容や手引き等を改定し、関係者に対し、十分周知。

### 留意事項

- 職員の交代時期を考慮し、例えば、定期的に医療機関等や介護事業所で実際に従事する職員に対して手引きを周知するよう配慮する。

## (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口の運営を行い、**地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療、介護サービスに関する事項の相談の受付**を行う。

また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、利用者・患者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関・介護事業者相互の紹介を行う。



### 実施内容・方法

- (1) 地域の在宅医療と介護の連携を支援する人材を配置。
- (2) (イ)の会議の活用等により運営方針を策定する。
- (3) 郡市区医師会、地域包括支援センター等の協力を得て、地域の医療・介護関係者に対して、窓口の連絡先、対応可能な時間帯等を周知。
- (4) 地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療と介護の連携に関する相談の受付、連携調整、情報提供等を実施。

### 留意事項

- (1) 介護関係者からの相談は、地域包括支援センターとの連携により対応する。**地域住民からの相談等は、原則として引き続き地域包括支援センターが受け付けることとするが、実情に応じて、直接地域住民に対応することも差し支えない。**
- (2) 必ずしも、新たな建物の設置を求めるものではなく、相談窓口の事務所は、既存の会議室や事務室等の空きスペース等を活用することで差し支えない。ただし、相談窓口の名称を設定し、関係者等に周知すること。
- (3) 看護師、医療ソーシャルワーカーなど医療に関する知識を有し、かつ、ケマネジャー資格を持つ者など介護に関する知識も有する人材を配置することが望ましい。



# (力) 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、他職種でのグループワーク等の研修を行う。  
また、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会の開催等の研修を行う。



## 実施内容・方法

### 1. 多職種連携についてのグループワーク

- (1) 研修の目標、内容等を含む実施計画案を作成し、医療・介護関係者等の理解と協力を得る。
- (2) 医療・介護関係者等を対象にグループワーク等の多職種研修を開催する。

<研修例> 医療機関・介護事業所等の地域における役割・特徴等の共有、(イ)で抽出した地域課題の優先度を踏まえたテーマや事例等に対し、グループで意見交換等を行う 等

### 2. 医療・介護関係者に対する研修

- (1) 既存の研修の内容・回数等を確認し、新たな研修の必要性について検討。
- (2) 新たに研修する場合は、研修内容、目標等を含む実施計画を作成と、既存の研修との位置づけを整理。
- (3) 参加者に対するアンケートやヒアリング等を実施し、研修の評価・改善につなげる。

#### <医療関係者に対する研修の例>

介護保険で提供されるサービスの種類と内容、  
ケアマネジャーの業務、  
地域包括ケアシステム構築を推進するための取組  
(地域ケア会議等)等に関する研修

#### <介護関係者に対する研修の例>

医療機関の現状等、予防医学や栄養管理の考え方、  
在宅医療をうける利用者・患者に必要な医療処置や療養上の  
注意点等に関する研修



#### ・在宅ケア活動発表会（かたり隊） 地域包括ケアシステムの実現に向けた 地域の取り組みを共有

「まちづくりいつするの、今でしょ！  
チーム平成で進める地域協働ケア」

「夫婦二人が自宅で生活を送れるように、  
多職種連携で支援した。」

「地域が一体となった連携活動を！  
～地域住民と共に行う地域作り～」

「熊本在宅ドクターネットにおける  
『事前指定書』作成の取組み」

「多職種プレゼンリレー」

出典「地域包括ケアシステムの実現に向けた在宅医療・介護連携の推進における  
実践的な市町村支援ツールの作成に関する調査研究事業」(熊本市提供資料)  
(平成26年度厚生労働省老人保健健康増進等事業 野村総合研究所)

## (キ) 地域住民への普及啓発

在宅医療や介護サービスに関する講演会開催、パンフレットの作成・配布等により、**地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進**する。

### 実施内容・方法

- (1) 普及啓発に係る既存の講演会等の内容・頻度等を確認し、新たな普及啓発の必要性について検討。
- (2) 必要な場合、地域住民向けの普及啓発の内容、目標等を含む実施計画案を作成。
- (3) 在宅医療や介護サービスで受けられるサービス内容や利用方法等について、計画に基づき、講演会等を開催。
- (4) 在宅医療、介護サービスで受けられるサービス内容や、利用方法等について地域住民向けのパンフレット、等を作成し、配布するとともに、市区町村等のホームページ等で公表。
- (5) 作成したパンフレット等は医療機関等にも配布する。なお、必要に応じて、医療機関等での講演を行うことも考慮する。

### 留意事項

- 老人クラブ、町内会等の会合へ出向いての小規模な講演会等も効果的である。

### 【まちづくり 出前トーク】



出典:「地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療・介護連携の推進における、実践的な市町村支援ツールの作成に関する調査研究事業」(横須賀市提供資料) (平成26年度厚生労働省老人保健健康増進等事業 野村総合研究所)

(横須賀市提供資料)

(鶴岡地区医師会)

## (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について協議する。



### 実施内容・方法

- (1) 隣接する市区町村の関係部局、病院関係者、医師会及び介護支援専門員協会等の医療・介護の関係団体、都道府県関係部局、保健所等が参加する会議を開催し、広域連携が必要となる事項について、検討する。
- (2) 検討事項に応じて、当該検討事項に係る関係者の参画する会議の開催を検討する。
- (3) 例えば、情報共有の方法について検討する場合は、都道府県や保健所の担当者の支援のもと、各市区町村の担当者や、医療・介護関係者が集まり、情報共有に関する具体的な方法や様式の統一等について検討する。
- (4) 統一された情報共有の方法や様式等を、連携する市区町村の地域の医療・介護関係者に周知する。

### 留意事項

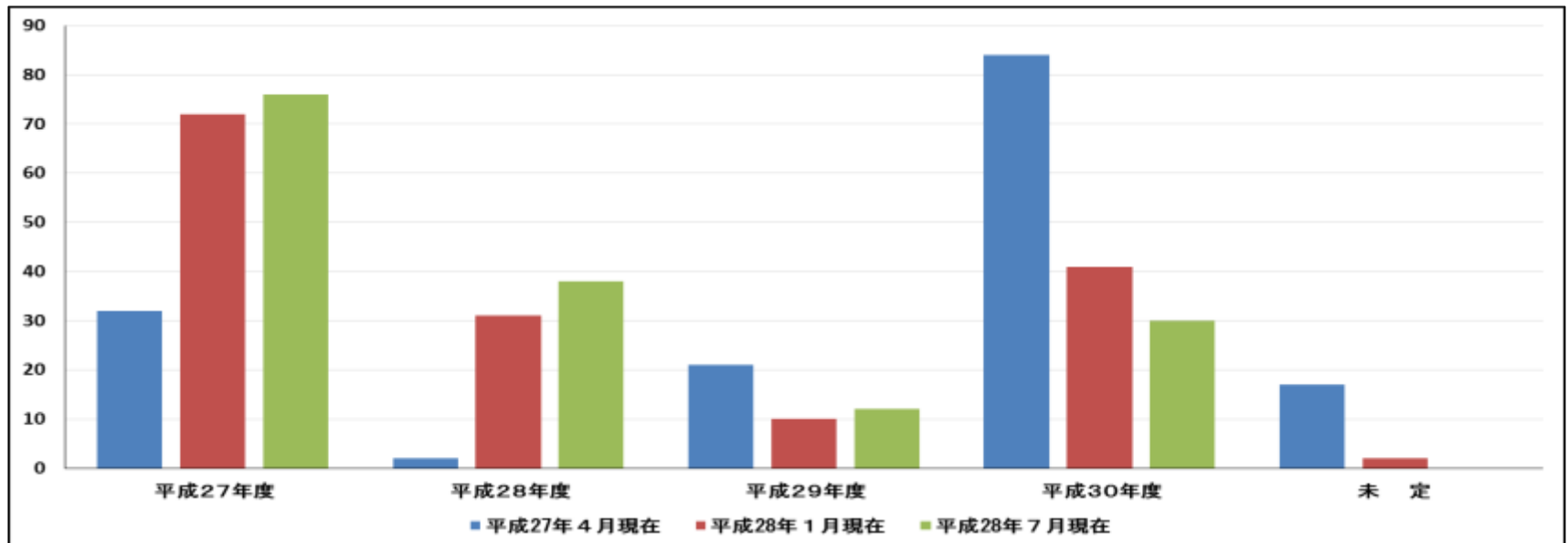
市区町村が、当該市区町村の境界を越えて取組を実施するためには、都道府県、都道府県医師会等との協力が不可欠である。特に病院への協力依頼等は、都道府県が支援することが望ましい。また、都道府県等の協力においては、特に医療との接点が多い保健所の協力を得ることも考慮する。

# 在宅医療介護連携推進事業の実施状況調査結果

## 1 在宅医療介護連携推進事業の実施（予定）時期

実施予定年度	平成27年4月現在	平成28年1月現在	平成28年7月現在
平成27年度	32	72	76
平成28年度	2	31	38
平成29年度	21	10	12
平成30年度	84	41	30
未定	17	2	0
合計	156	156	156

注）「保険者数」欄は、当該時期に「（ア）地域の医療・介護の資源の把握」から「（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携」のいずれか1つ以上の取組に着手（予定）の保険者数。



# 在宅医療介護連携推進事業の実施状況調査結果

平成28年1月現在	年 度	(ア) 地域の医療・介護の資源の把握	(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援	(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援	(カ) 医療・介護関係者の研修	(キ) 地域住民への普及啓発	(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携
	平成27年度	56	45	16	22	16	37	30	12
	平成28年度	33	34	16	26	21	29	25	21
	平成29年度	11	11	19	20	29	12	19	18
	平成30年4月	48	55	78	67	67	60	60	76
	未 定	8	11	27	21	23	18	22	29
	合 計	156	156	156	156	156	156	156	156

平成28年7月現在	年 度	(ア) 地域の医療・介護の資源の把握	(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援	(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援	(カ) 医療・介護関係者の研修	(キ) 地域住民への普及啓発	(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携
	平成27年度	58	50	17	24	22	37	31	18
	平成28年度	47	48	27	39	24	39	33	32
	平成29年度	17	17	31	27	36	17	38	27
	平成30年4月	34	41	81	66	74	63	54	79
	未 定	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	156	156	156	156	156	156	156	156	

増 減	年 度	(ア) 地域の医療・介護の資源の把握	(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援	(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援	(カ) 医療・介護関係者の研修	(キ) 地域住民への普及啓発	(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携
	平成27～29年度	22	25	24	22	16	15	28	26
平成30年4月	▲ 14	▲ 14	3	▲ 1	7	3	▲ 6	3	

# 在宅医療介護連携推進事業の実施状況調査結果（平成28年7月現在）

## 1 在宅医療介護連携推進事業の実施（予定）時期

		保険者数	小 計	
平成27年度		76	99	114
平成28年度	4～6月	23		
	7～3月	15	126	
平成29年度		12		
平成30年度		30		
合 計		156		

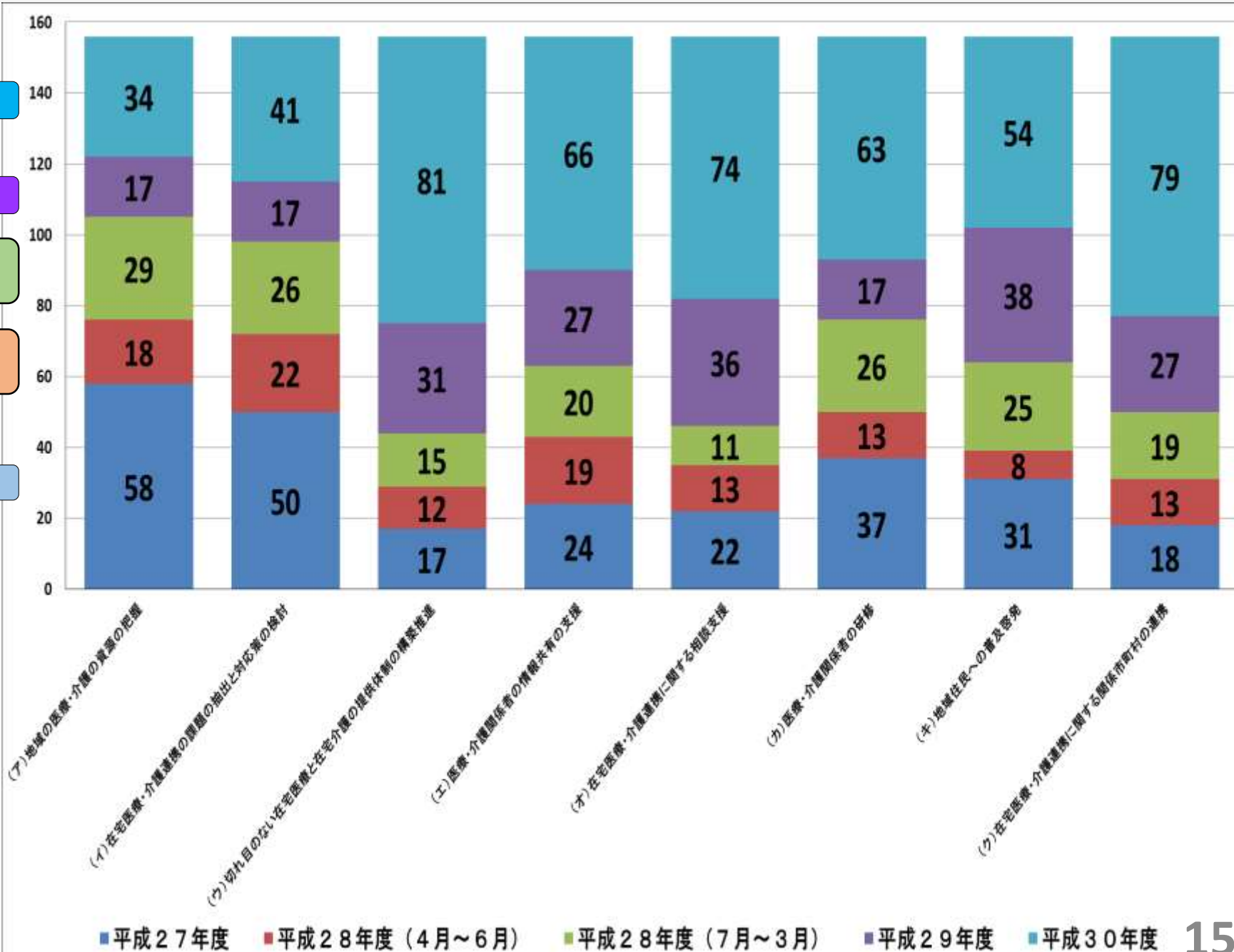
注）「保険者数」欄は、当該時期に「（ア）地域の医療・介護の資源の把握」から「（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携」のいずれか1つ以上の取組に着手（予定）の保険者数。

## 2 メニュー別の実施（予定）時期

在宅医療介護連携推進事業で 実施が必要なメニュー	実施済み		実施予定		
	平成27年度	平成28年度 （4月～6月）	平成28年度 （7月～3月）	平成29年度	平成30年度
（ア）地域の医療・介護の資源の把握	58	18	29	17	34
（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	50	22	26	17	41
（ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	17	12	15	31	81
（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援	24	19	20	27	66
（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援	22	13	11	36	74
（カ）医療・介護関係者の研修	37	13	26	17	63
（キ）地域住民への普及啓発	31	8	25	38	54
（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	18	13	19	27	79

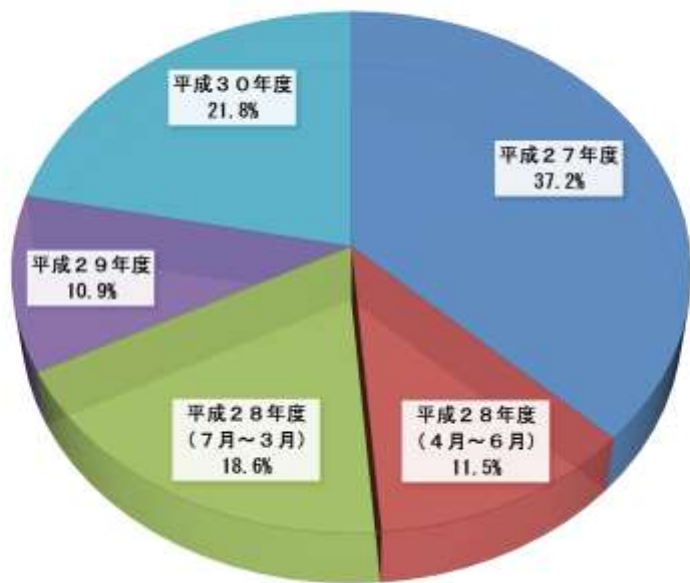
# 各メニューごとの実施（予定）時期 ①（平成28年7月現在）

- H30年度
- H29年度
- H28年度 (7～3月)
- H28年度 (4～6月)
- H27年度

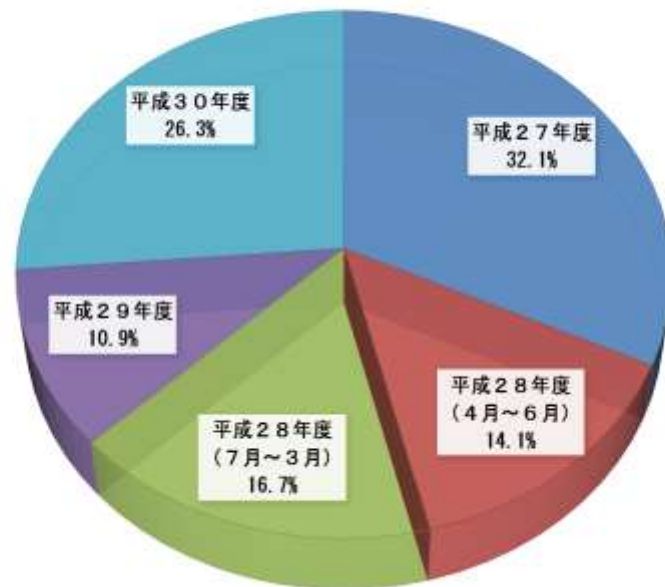


# 各メニューごとの実施（予定）時期 ②（平成28年7月現在）

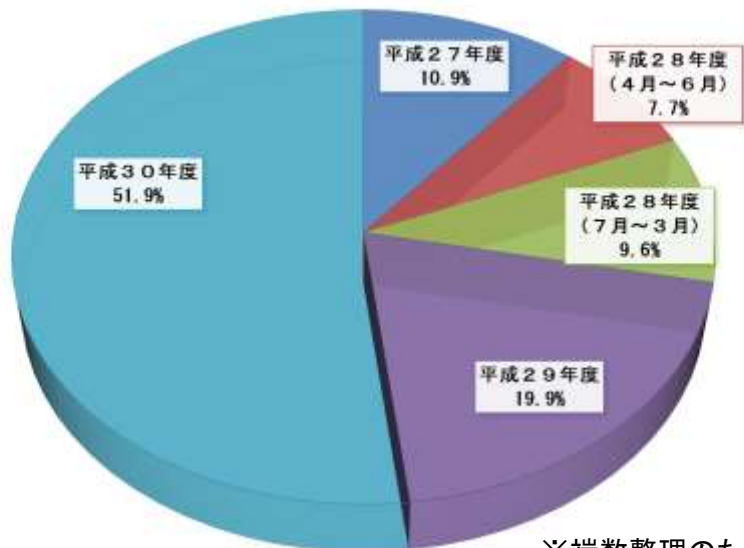
(ア)地域の医療・介護の資源の把握



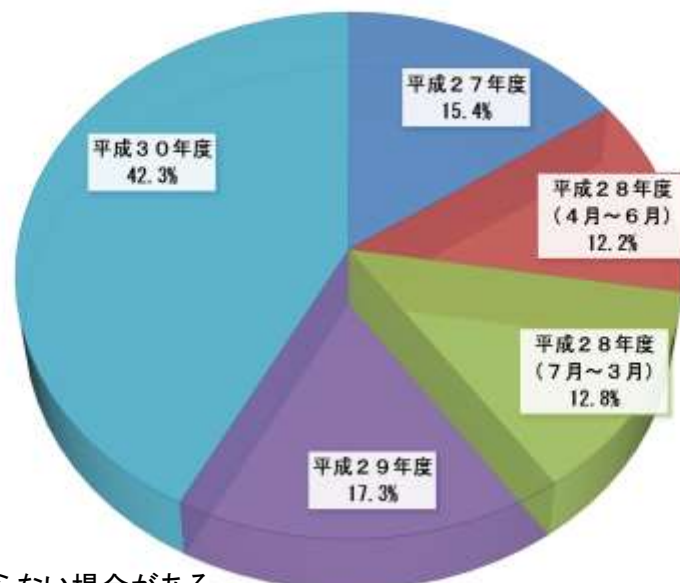
(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討



(ウ)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進



(エ)医療・介護関係者の情報共有の支援

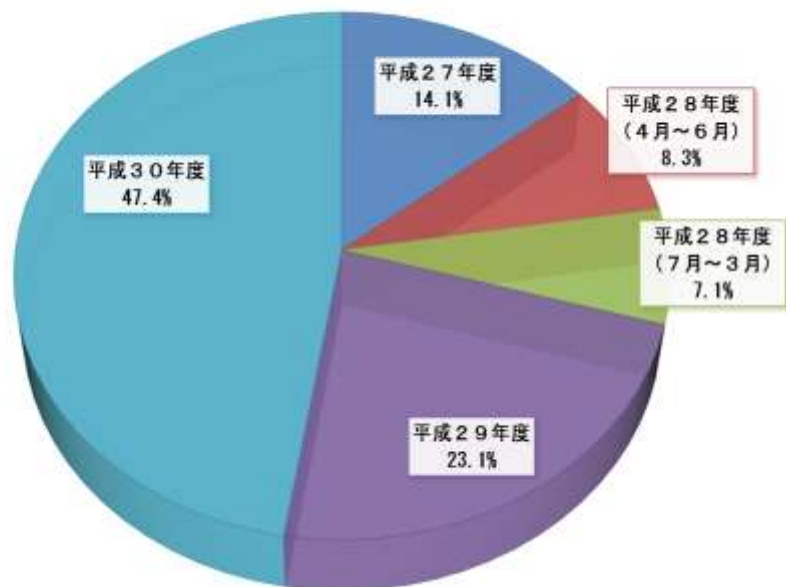


※端数整理のため、合計が100%にならない場合がある。

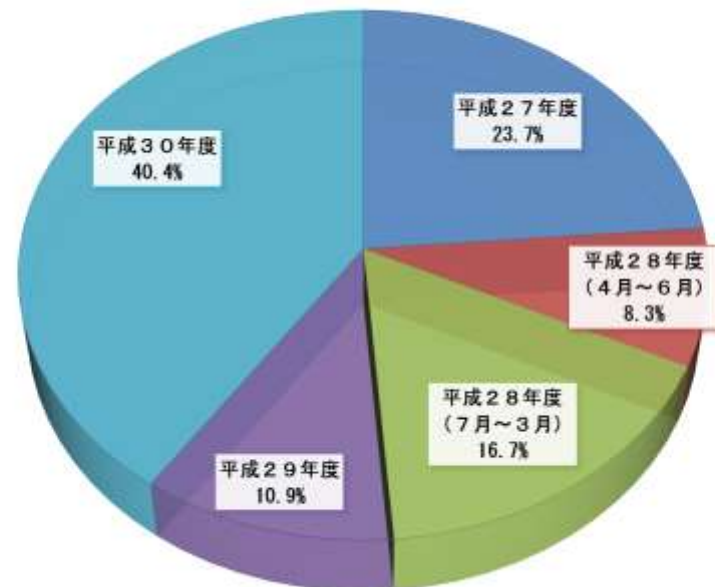


# 各メニューごとの実施（予定）時期 ③（平成28年7月現在）

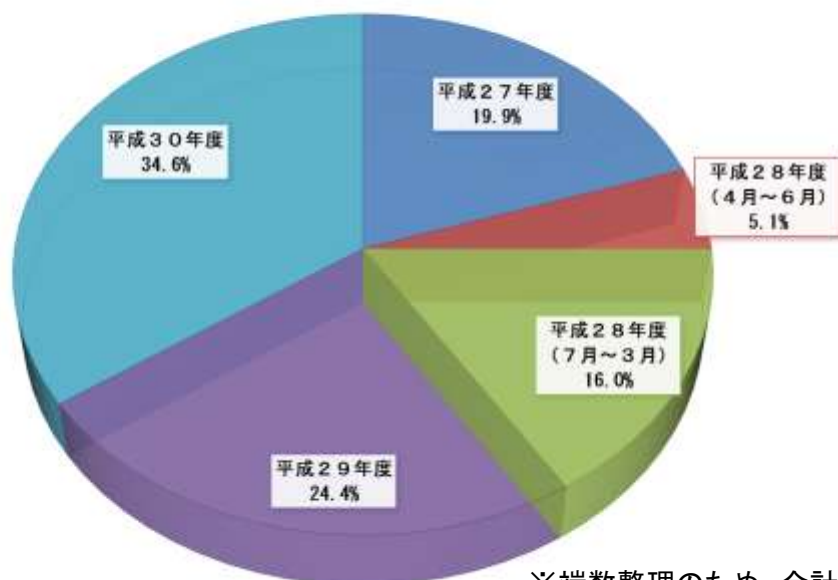
(オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援



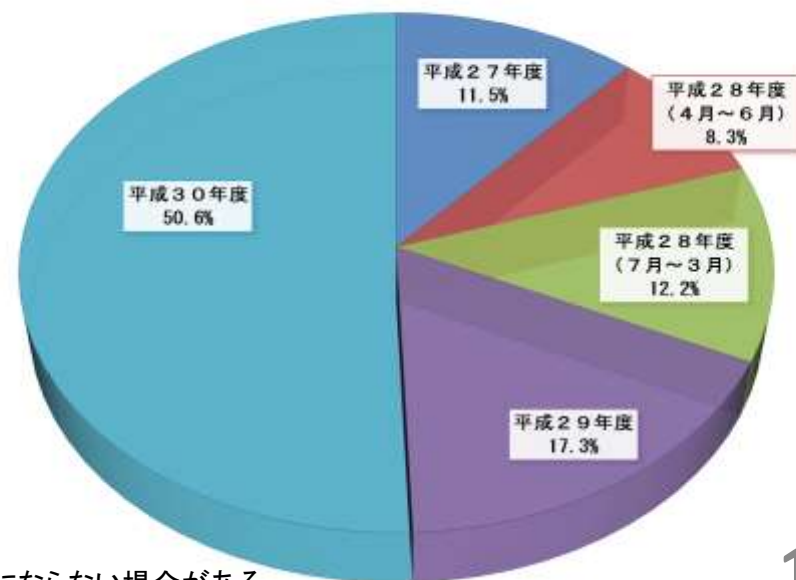
(カ)医療・介護関係者の研修



(キ)地域住民への普及啓発



(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携



※端数整理のため、合計が100%にならない場合がある。





平成30年4月からの  
実施を予定している市町村













平成30年4月からの  
実施を予定している市町村

